

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事(五)

細川, 章
多久市立図書館

<https://doi.org/10.15017/13698>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 11, pp.141-143, 1981-10-01. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事 (五)

細川章

前回は寛政八年七月廿八日に「重松善之進・松永七右エ門・大川内太平・岩松孫右エ門・西山元右エ門」より提出された石炭採掘に関する「奉願口上覚」を紹介したが、「堀方仕組」についても綿密な記載をもって、その意気込みを述べているにも関わらず、事業としては予測通りの過程を踏むことができなかったようである。今回も続けて「御小物成方役所控」から、寛政九年十一月の一文を掲げてみたい。

(15) 「奉願口上覚」

我々、四下・狩谷・むら坂之石炭請方奉願候處、被差免候ニ付、段々堀焼相整、佐賀・牛津東目筋可差遣と申談候處、只今ニ福母之方々過分ニ石炭出浮、直段亦殊之外下直ニ賣方候由、訳は前々數年之処、福母一手ニ而賣方仕居候処、当地之石炭又々出浮候趣承合候付而、^(斬)指出、何方も下直之賣方仕候付而へ、我々請場々過分之駄賃・運賃相懸、指出賣方可仕様無之候付而、西目有田・伊万里皿山筋ニ、前方へ過分ニ入方有之候ニ付而、可差遣申談候之処、只今ニ八人津具并今福々生石炭焼石ニ而差出、前方直段も殊之外之下落ニ付而、陸持届ニ而遣、賣方可仕様無御座処へ、目ろみ心当之場所皆以相違ニ相成候、惣代我々請方存立時分、福母も承合亦仕候得者、最早數年之出方之末ニ而候得者、当春中は續キ申間敷段承付候之故、然時者佐賀・牛津・小城・有田・伊万里皿山右之場所我々一手ニ而賣方仕候得者、誠ニ拾芻貫目位ツ、之御運上へ心安

納方可仕奉存候、第一、御上御益所も可有之哉と奉存、過分之御運上を差上可申奉願候處、前断之次第、言悟同断之目ろ相違ニ相成候、且又、小城坏も前方之三ヶ一も賣レ方無之候付、訳合亦承候へ者、石炭を焼候へ者、第一家繩結損シ、鍋釜殊之外損シ候ニ付而へ、少々之勝手ハ却而、不勝手ニ相成候と共中唱候由ニ而、前方へ過分ニ費シ居候をも、只今ニはた紀不申、^(焚き)斬風呂屋・酒屋共斗焼申儀ニ而、賣方無御座、普請方其外之入方之分、押々賣立ニ相成候位ニ而、当春之納方々借用并家材質入求を以相調候參懸り、專根之不案内ニは乍申、今更内々目ろ案外之相違ニ相成、無^(詮)千方次第ニ御座候、最早、御運上皆納之時分も相成候得者、何分之仕組を以納方可仕哉と、昼夜銘々爰限之申談亦仕候得共、石炭賣方ニ不相成処へ、更ニ出来道無御座候、

根元前断之目ろ前二て、御願亦堅申上候末ニ付而へ、我々小身なからも、取つづれ路頭に立候通ニ相成候而も、行届申義ニ御座候得者、何卒年限内成共取續キ御運上皆納仕度奉存候得共、銀米之儀ニて御座候得者、更ニ了簡無御座、誠ニ以案内とハ乍申、未志ヶ年も過去リ不申内、御支配亦ニ相成候通ニ而へ、甚残念奉存候、

右ニ付而へ四下・狩谷山之儀ハ指上可申候条、右代地ニ焼米并北方之方江石炭出方之場所所有御座由、承之候条、両所間被仰付被下度奉願候、若右之場難被指免訳をも御座候半者、五ヶ年に五拾五貫目相納候御運上錢を、当年々拜借被仰付、拾一ヶ年返上成くづしニ

被仰付、石炭請方年限をも、同様被差免ヒ下度、奉願義ニ御座候、拜借ニ被仰付被下候ハ者、一ヶ年納五貫目ニ一割之利入テ、五貫五百目辻納方可仕候、^(十一カ)ヶ年ニ錢六拾五貫目辻納方可仕候願は、五ヶ年に式拾五貫目ニ而被指免被下候様奉願度奉存候得共、最前堅御願亦も申上候末ニ付而、其通ニハ難申上ニ付、右兩様奉願儀ニ御座候條、幾重ニも御憐愍之筋を以、願之通被差免被下度、深重奉願候、不然者、御蔭を以御運上之儀も皆納仕、我々ニも取續キ可申儀御座候、尤午兩様差立御支所ニ御座候ニ而、難被差免訳も御座候時者、乍氣之毒御支配ニ相懸、外無御座候、其通ニ而者無是非參懸、殊ニ御上御益をも無御座御事ニ御座候得者、何分ニも御慈惠之御吟味被成下度、偏ニ奉願儀ニ御座候、此段御筋く宜被仰調、願之通相濟候様、深重奉願候 以上

巳(寛政九年)十一月

石炭請中

大塚三五兵衛殿

中尾与右衛門殿

安住 善兵衛殿

右の文書(9)の差出人「石炭請中」は前記の五名とみられる。宛名の「大塚三五兵衛」は同誌扉の「巳九月朔日御改正」によると「手元御目附」であり、「中尾与右衛門」は「御歳方・本帳方・御獵方・御武器方・櫛方」を兼ねて居り、「安住善兵衛」は御山方・取納方・御獵方・本帳方・櫛方・小路方」を兼ねた役目の者達である。

文書(9)によると、「石炭請中」の五名は寛政八年に願出て、四下・狩谷・腹巻坂(現多久市北多久町)三箇所の石炭採掘の許可を得たが、

販路である東目筋の佐賀・牛津方面は、杵島郡福母(現杵島郡大町町)の価格の安値な石炭が過分に出廻り、西目筋の有田・伊万里方面は、以前は多量に出荷出来たにも関わらず、人津具(現平戸市)・今福(現松浦市)の北松浦の下落した生石炭・焼石に押されて、目論見違ひになった。販売地が遠隔である上に地形的な地の利の悪さが重って、運搬の為の費用が高額となる為、切角掘採した石炭は売れないだけでなく、売れても生産原価が高くついて採算のとれないものになってしまった。近接地である小城の方も、家縄が欠損し、鍋釜が傷むので家庭消費が少くなり、風呂屋・酒屋で焼かれるだけで以前の三分の一も売れなくなった。と、その事情を切々と訴えている。

そこで尚統けて、お約束の御運上も皆納の時分になったがどうすることも出来ない実状を纏纏と述べて、小身ながら家録が潰れ路頭に立っても今更及びつくことでなく、まだ御免許を受けて一年にも満たないのに御支配になるのは残念であるから、何とか石炭請方を続けて御運上をも支払えるようにしたいと、その方法を講じようというのが当文書の目的である。

その第一は、「四下・狩谷山之儀ハ指上可申」、その代地として「焼米・北方之方^五石炭出方之場所」が有るので、兩所を仰付けられたいとしている。共に杵島郡であるが当時多久領である。長崎街道・六角川に面し運搬に利のある地であった。

若しそのことが御許可を得られないのなら、「五ヶ年に五拾五貫目相納候御運上錢を、当年方拜借被仰付」と、運上錢の借用と請方年限の延長を願出て、そうすれば「一ヶ年納五貫目ニ一割之利入テ五貫五百目辻納方可仕候」とし、返済は「拾一ヶ年返上成くづしニ」、十一年で錢六十五貫目を納めるから「幾重ニも御憐愍之筋を以願之通被差免被下度、深重奉願候」と救済方を哀訴し、若し両方とも駄目ならお気毒ながらお支配に懸けられる外は無いが、「御上御益をも無御

座御事ニ御座候得者」と開き直り、「何分ニも御慈惠之御吟味被成下度、偏ニ奉願儀ニ御座候」と哀願している。

この当時、多久の石炭が運送に費用が嵩み、途方に暮れる実状が如実に示されている。それは、明治後期に至るまで多久石炭産業を圧迫する大きな誘因となった。

この「奉願口上覚」を受けて「役所日記」の寛政九年十二月の頃には、次のような「伺覚」が記載されている。

(16)「石炭運上方伺之通被 仰出候事

伺覚

四下・狩谷・とら坂石炭請方之者共々、堀焼相整、佐賀・牛津東日可差遣と申談候処、福母々過分差出、殊下直之賣方仕、西目筋申談候得者、楠久・且平戸領今福々差出、前方之直段々致下落、陸持届ホニ而賣方仕候而者利益無之、忽而右請方相願候前邊福母之方承合候処、数年之末ニ候得者、当春中も續申問敷由、然時者、四下・狩谷一手ニ而手廣致賣方、運上銀先相納、請主共得利潤可申候、弥仕方積を茂相立、致懸引候處、前断之次第ニ而、一躰之直段下落之上、賣向寡ク、今更案外之儀失途方、當運上銀も皆納不相叶、過半相滯、誠以苦々敷參懸、反的及潰候外無之、行迫候処々、燒米・北方之石炭出方之場所所有之、右両所間場所替被 仰付被下度、其儀難被相叶候半者、五ヶ年五拾五目相納候運上錢當年より許借之躰ニ而、拾ヶ年成崩シ返上にして被仰付度、於然者、七ヶ年納五貫目ニ老割之利足相付、拾一年ニ六拾貫五百目之辻相納可申、右兩様之願難被差免節者、引当之筋御支配相懸候外無御座趣、別紙之通及愁許^(兼)候、右請方願一兩年已前々毎度差出候得共、不差詰儀共有之、代官筋其外々も支之有無重疊承調候通相調候處、於村方支所無之候由申達候、乍然、賣捌ホニ付、向々目論見違ホ致出来、運上錢不納共仕候而者、先年支所有之被指留置儀ニ付而者、問も無之堀焼不相叶、運

上方不埒ニ茂相成候而者氣之毒之至、彼是之訳有之、引当之品差出置候様相整候、尤惣錢高二相当り候持下地、家・屋敷ホ、為指置置儀御座候、然處、右之參懸相成候通、早竟最前方之聞合申談ホ之筋大形有之候所々、今更案ニ難澁仕候通、無和工者共之義ニ而、七ヶ年之運上副過半相滯、愁許^(兼)ホ仕候儀、甚不差詰次第御座候、此節北方・燒米間場所替相願候者、支所茂相見、且假令被指免候而も、右躰無和工者候得者、堀焼之儀難望候得者、可被差免様無御坐、成崩年賦と候而も、僅七ヶ年茂不相立内難ヒ差免儀とも御座候得者、御支配相懸外無之候、自然根元面々々奉願、脇方聞合ホ不行届ニ付、賣向寡納方茂不相叶及潰候通成行為申儀ニ而、對上志を失候躰之儀者無御座候處、御支配ニ茂相懸相潰通被仰付候通、氣之毒之次第候へ者、當年々拾ヶ年成崩ニ七ヶ年納五貫目ニ老割之利足相付、拾一ヶ年都而六拾五目之辻相納候様、且、請方年限之儀度同様、被差延置候通、被仰付々外有御座間敷歟と吟味仕候、如何可被仰付哉、奉伺候、已上、

已十二月

右文書(4)は前の文書(3)の一月後のもので、吟味方の「伺覚」であり、この伺の通りに裁決された模様である。最初の希望である「四下・狩谷」と「燒米・北方」の場所替えは許可されず、「請方年限延引」と「五拾五貫目」の五年分の運上銀拜借が認められている。現状でさえ成立しない採算が、周囲の条件が変わることなく、利息を付けて成崩し返上にたどりつけるものであるうか。周到な役人の目が、小身ながら士分の者達の迂濶な商法をじっと見据えている。この時代の石炭採掘に關する困難な背景をしのばせる文書ではなからうか。

又、文書(4)にある人津具(現平戸市)が、楠久(現伊万里市)になっているのは、何かの理由があつて意識的に改められたものか、間違いとして訂正されたものか、写し間違いであるのか分らない。